

保険法の見直しに関する中間試案の
取りまとめに向けた議論のためのたたき台（２）

（前注）本資料における資料作成上のルールは、基本的に「[保険法部会資料9](#)」と同じであるが、「」を付した事項については、実質的な規律の内容を本文に掲げることとしており、必ずしも法文を意識した記載をしていない。

第1 損害保険契約の通則

3 保険事故の発生による保険給付

（保険事故の発生による保険給付関係前注）

保険者の損害てん補義務が発生するためには、保険者の責任期間中に保険事故が発生することは必要であるが、これによる損害がその期間中に発生することは必要でないといわれているため、これを法文上明確にすることも考えられるが、この点については、1(1)の損害保険契約の意義とも関連して、なお検討することとする。

(1) 損害発生の通知義務 【各契約共通事項】

保険事故の発生によって損害が生じた場合において、保険契約者又は被保険者がこれを知ったときは、保険契約者又は被保険者は、遅滞なく、保険者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

（現行商法の関連条文）

第658条 保険者ノ負担シタル危険ノ発生ニ因リテ損害カ生シタル場合ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ其損害ノ生シタルコトヲ知リタルトキハ遅滞ナク保険者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

（注1）現行商法第658条は「通知ヲ発スルコトヲ要ス」と規定して発信主義を採用しているが、これを改め、隔地者に対する意思表示の効力に関する到達主義の原則（民法第97条第1項）に倣うこととしている。

（注2）約款上、保険契約者及び被保険者に課されているいわゆる説明義務（保険事故の調査又は損害てん補責任の有無若しくはてん補額の確定に必要又は有益と認められる事情について説明を行い、その資料を提出する義務をいう。）を法定すべきであるとの考え方があるが、このような考え方の採否については、なお検討することとする。

（注3）本文の規律は、任意規定とする。

(2) 損害防止義務・損害防止費用

保険事故が発生した場合には、保険契約者又は被保険者は、損害〔の発生及び拡大〕を防止しなければならないものとする。この場合において、損害〔の発生及び拡大〕の防止のために必要又は有益であった費用は、当該費用の額と損害のてん補額との合計額が保険金額を超えるときであっても、保険者の負担とするものとする。

保険金額が損害の生じた時における保険価額に満たないときは、保険者は、保険金額の当該保険価額に対する割合に応じて の費用を負担するものとする。

(現行商法の関連条文)

第660条 被保険者ハ損害ノ防止ヲカムルコトヲ要ス但之カ為メニ必要又ハ有益ナリシ費用及ヒ填補額カ保険金額ニ超過スルトキト雖モ保険者之ヲ負担ス

第六百三十六条ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

- (注1) 現行商法第660条第1項は被保険者が損害防止義務を負うと規定しているが、本文は、被保険者に加えて保険契約者も損害防止義務を負うこととしている。
- (注2) 損害防止義務は保険事故が発生したことを前提とする義務であり、保険事故発生前に保険事故や損害の発生を防止するための措置を採ることは含まないといわれていることから、「保険事故が発生した場合には」という文言により、この点を法文上明確にしている。
- (注3) 本文の規律については、いわゆる一部保険(4参照)に関する規律の在り方とも関連して、なお検討することとする。
- (注4) 本文の規律は、任意規定とする。

(3) 保険者がてん補すべき損害額の算定(いわゆる評価済保険を含む)

保険者がてん補すべき損害の額は、その損害が生じた地におけるその時の価額によって定めるものとする。

にかかわらず、損害保険契約の当事者が保険価額を定めたときは、保険者がてん補すべき損害の額は、当該保険価額によって定めるものとする。〔ただし、当該保険価額が の価額を著しく超えることを保険者が証明したときは、この限りでないものとする。〕

損害の額の計算に必要な費用は、保険者の負担とするものとする。

(現行商法の関連条文)

第638条 保険者カ填補スヘキ損害ノ額ハ其損害カ生シタル地ニ於ケル其時ノ価額ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ損害額ヲ計算スルニ必要ナル費用ハ保険者之ヲ負担ス

第639条 当事者カ保険価額ヲ定メタルトキハ保険者ハ其価額ノ著シク過当ナルコトヲ証明スルニ非サレハ其填補額ノ減少ヲ請求スルコトヲ得ス

(注1) 本文 にかかわらず、いわゆる新価保険の特約(保険の目的物の再取得価額をてん補する特約をいう。)も有効であると考えられるが、その位置付けについては、本文 の規定振り、ひいては利得禁止の原則に関する規律の在り方とも関連して、なお検討することとする。

(注2) 本文 のただし書の規律の要否やその強行規定性については、これが適用された場合に協定の効力が全面的に失われるのかという問題や、その場合の保険料の返還に関する規律を設けるかという問題とも関連して、なお検討することとする。

(注3) 本文の規律は、任意規定とする。

(4) 保険金額が損害発生時の保険価額に満たない場合の保険者の損害てん補責任(いわゆる一部保険)

A案 現行商法第636条の規律を維持し、保険金額の保険価額に対する割合に応じて、損害を割合的にてん補することを法律上の原則とする考え方

B案 現行商法第636条の規律を改め、いわゆる全部保険の場合と同様に、保険金額の限度において損害の全部をてん補することを法律上の原則とする考え方

(現行商法の関連条文)

第636条 保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ負担ハ保険金額ノ保険価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

(注) 本文の規律は、任意規定とする。

(補足)1 A案は、現行商法第636条のいわゆる比例按分主義を法律上の原則として維持する考え方であり、これによれば、一部保険においてその目的物に分損が生じた場合、特別の定めがない限り、保険者は、損害額に保険金額の損害発生時における保険価額に対する割合を乗じた額の保険金を支払うことになる。この比例按分主義については、全部保険に相当する保険料を負担した保険契約者と一部保険に相当する保険料しか負担していない保険契約者との公平を図るための合理的な制度であるとの説明がされている。

しかし、他方で、これに対しては、分損の場合でも保険金額まで損害のてん補が受けられると誤解している保険契約者が多いとの指摘がされており、また、契

約成立時には全部保険であったにもかかわらず、保険価額が値上がりしたことによって一部保険となり、その結果、割合的な損害を補填しか受けられなくなるのは通常の保険契約者の期待に反するとの指摘もされている。さらに、近時では、主にいわゆる家計保険の分野において、実損を補填特約や付保割合条件付き実損を補填特約が広く行われているといわれている。

そこで、本文では、B案として、現行商法第636条の規律を改め、全部保険の場合と同様に、保険金額を上限として損害の全部を補填することを法律上の原則とする考え方も掲げている。これによれば、一部保険においてその目的物に分損が生じた場合、特別の定めがない限り、保険者は、保険金額の限度で損害額の全額を支払うことになる。

- 2 損害保険契約の成立時に保険金額が保険価額に満たなかった場合において、その後保険金額を下回らない範囲で保険価額が減少したときに、超過保険(2(5)参照)と同様に、保険契約者による保険金額及び保険料の減額請求を認めるかどうか(商法第637条参照)については、一部保険及び超過保険に関する規律の在り方とも関連して、なお検討することとする。

(5) 複数の保険者が損害を補填責任を負う場合に各保険者が補填すべき損害額等(いわゆる重複保険)

(現行商法の関連条文)

第632条 同一ノ目的ニ付キ同時ニ数箇ノ保険契約ヲ為シタル場合ニ於テ其
保険金額カ保険価額ニ超過シタルトキハ各保険者ノ負担額ハ其各自ノ保険金
額ノ割合ニ依リテ之ヲ定ム

数箇ノ保険契約ノ日附カ同一ナルトキハ其契約ハ同時ニ為シタルモノト推定
ス

第633条 相次テ数箇ノ保険契約ヲ為シタルトキハ前ノ保険者先ツ損害ヲ負
担シ若シ其負担額カ損害ノ全部ヲ填補スルニ足ラサルトキハ後ノ保険者之ヲ
負担ス

第634条 保険価額ノ全部ヲ保険ニ付シタル後ト雖モ左ノ場合ニ限り更ニ保
険契約ヲ為スコトヲ得

- 一 前ノ保険者ニ対スル権利ヲ後ノ保険者ニ譲渡スコトヲ約シタルトキ
- 二 前ノ保険者ニ対スル権利ノ全部又ハ一部ヲ抛棄スヘキコトヲ後ノ保険者
ニ約シタルトキ

三 前ノ保険者カ損害ノ填補ヲ為ササルコトヲ条件トシタルトキ

第635条 同時ニ又ハ相次テ数箇ノ保険契約ヲ為シタル場合ニ於テ保険者ノ
一人ニ対スル権利ノ抛棄ハ他ノ保険者ノ権利義務ニ影響ヲ及ボサス

第636条 保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ負担ハ保

險金額ノ保險価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

ア 各保険者がてん補すべき損害額

二以上の保険者が損害のてん補をする責任を負う場合には、保険金額の合計額が損害の生じた時における保険価額を超えるときであっても、各保険者がてん補すべき損害の額は、各損害保険契約に基づき当該保険者がてん補すべき損害の額（以下「独立責任額」という。）とするものとする。

【具体例】

保険価額：1000万円

損害額：800万円（分損が生じた場合）

保険者A：保険金額1000万円

保険者B：保険金額800万円

保険者C：保険金額200万円

A B Cの順で保険契約が締結されたものとする。

一部保険に関する規律については、(4)のA案を前提とし、A、B、Cともにこれと異なる特約がないものとする。

	現行商法の規律		独立責任額 按分方式	アの規律
	同時重複保険 (商法第632条)	異時重複保険 (商法第633条)		
A	400万円	800万円	400万円	800万円
B	320万円	無効	320万円	640万円
C	80万円	無効	80万円	160万円

ただし、損害額を超えててん補を受けることはできない。

イ 負担部分を超えて損害のてん補をした保険者の求償権

自己の負担部分（各自の独立責任額の割合に応じてすべての保険者との間で損害額を按分した金額）を超えて損害のてん補をした保険者は、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償することができるものとする。

【具体例】（アの設例を前提とする）

保険者Aの負担部分：400万円

保険者Bの負担部分：320万円

保険者Cの負担部分：80万円

(ア) 保険者Aが800万円の保険金の支払をした場合

保険者Aは、保険者Bに対して320万円を、保険者Cに対して80万円を、それぞれ求償することができる。

(イ) 保険者Bが640万円、保険者Cが160万円の保険金の支払をした場合

保険者Bは保険者Aに対して320万円を、保険者Cは保険者Aに対して80万円を、それぞれ求償することができる。

(ウ) 保険者Aが600万円の保険金の支払をし、他の保険者が保険金の支払をしていない場合

保険者Aは、保険者Bに対しては200万円を上限として、保険者Cに対しては80万円を上限として、合計200万円を求償することができる。

(問題点) 本文イに関し、あらゆる場合に求償をすることができることとするの可否及び求償をする場合の規律を設ける必要性について、どのように考えるか。

(注) 本文の規律の性質(任意規定か強行規定か)については、その内容を踏まえて、なお検討することとする。

(補足) 1 まず、本文アは、保険法部会資料4の第4の1(3)イと同様に、いわゆる重複保険(二以上の保険者が損害をん補責任を負い、かつ、保険金額の合計額が損害発生時の保険価額を超える場合をいう。)の場合でも、その保険価額を超える部分の保険契約を当然に無効とはしないことを前提に、各保険者は、自己の損害保険契約において約定をした損害額の支払をする義務を負うものとするを提案している。なお、同資料の本文では、各保険者が連帯して保険金を支払うとの記載をしていたが、本文アは、これを具体例に沿って説明したものであり、同資料の本文の規律を実質的に変更することを意図しているものではない。

次に、本文イは、自己の負担部分を超えて保険金の支払をした保険者は、他の保険者に対し、その者の負担部分について求償をすることができるものとするを提案している。これにより、各保険者間において求償がされた場合には、各保険者が最終的に負担する額は、独立責任額按分方式を採用した場合と同じ金額になる。

2 重複保険の場合に各保険者がてん補すべき損害額については、各保険者が自己の損害保険契約において約定した損害額とする考え方と、各保険者が自己の損害保険契約において約定した損害額の割合に応じて、すべての保険者との間で損害額を按分した額とする考え方があるが、本文アは、前者の考え方を採用するものである。

前者の考え方(本文アの考え方)を採用した場合には、重複保険であっても、単一の損害保険契約が締結されている場合と同様に、各保険者は、自己の損害保険契約において約定した損害額をてん補する責任を負うことになるため、被

保険者は、損害の全部のてん補を受けるまでは、任意に選択する保険契約に基づいて保険金の請求をすることができることになる。これにより、被保険者は、一部の保険者が破たんした場合であっても、もともと他の保険契約から損害の全部のてん補を受けることができたような場合には、その破たんによって損害の一部についててん補を受けられなくなるという事態を回避することができる（なお、この考え方を採用した場合でも、各保険者は、自己の損害保険契約において約定した損害額を超えて損害てん補責任を負うものではない。例えば、本文の【具体例】において、被保険者が保険者Bに対して800万円を請求したとしても、保険者Bは640万円を超えて損害てん補責任を負うものではなく、被保険者が損害の全部のてん補を受けるためには、被保険者は、更に保険者A又はCに対しても保険金の支払の請求をしなければならない。）。

これに対し、後者の考え方を採用した場合には、各保険者がてん補すべき損害額は、被保険者に生じた損害額をすべての保険者との間で按分した金額となるため、被保険者は、すべての保険者に対して保険金の請求をし、これを全額回収できた場合に限り、損害の全部のてん補を受けられることになる。そのため、一部の保険者が破たんした場合には、被保険者は、按分によって当該保険者が支払をすべき金額（又はその一部）について損害のてん補を受けられなくなる。

3（問題点）では、本文イについて更に何らかの規律を設ける必要性等について問題提起している。

本文イでは求償に関する規律を設けているところ、保険契約者又は被保険者が各保険者に損害の発生を通知するなどして全保険者が損害の発生を知っており、かつ、他保険契約の存在を知っていた場合には、各保険者において保険事故の発生の有無、被保険者に生じた損害の額等を確認し、他の保険者との間でも各保険者の責任の有無及び額を確認する機会があったことから、求償を認めても特段の不都合は生じないと考えられる。

これに対し、これらの事情を知らなかった保険者が存在している場合には、その者が害されることがないか、民法第443条のような規律を設ける必要はないか等についても検討する必要があると考えられる。

（参考）

民法（明治29年法律第89号）

（通知を怠った連帯債務者の求償の制限）

第443条 連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、過失のある連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

- 2 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

(6) 保険金の支払時期 【各契約共通事項】

保険金の支払について期限の定めがないときは、保険者は、保険金の支払の請求を受けた後、損害の確認のために通常必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。

保険金の支払について期限の定めがある場合において、その期限が〔合理的な期間〕を超えるときは、保険者は、その〔合理的な期間〕を経過した時から、遅滞の責任を負うものとする。

被保険者又は保険契約者が保険金の支払のために必要な調査を故意に妨げ、又はこれに欠くことのできない協力を正当な理由なく拒み、これによってその調査が遅延することとなったときは、その遅延した期間について、保険者は、遅滞の責任を負わないものとする。

(現行商法の関連条文)

規定なし

(問題点) 1 本文の〔合理的な期間〕については、例えば、保険金の支払の請求があった日から一定の日数とし、これを明示することも考えられるが、この点についてどのように考えるか。

2 本文について、被保険者等が免責事由の存否等に関する調査を妨げ、又はこれに不可欠な協力を拒んだ場合を含めることでよいか、それとも、損害の確認を妨げ、又はこれに不可欠な協力を拒んだ場合に限るべきか。

3 本文の場合において、本文の期間が経過する前に損害の確認を終了したときは、その時から保険者は遅滞の責任を負うものとするべきか。

また、本文の場合において、期限が経過する前に保険金の支払のために必要な調査が終了したときは、その時から保険者は遅滞の責任を負うものとするべきか。

(注) 本文の規律の性質(任意規定か強行規定か)については、その内容を踏まえて、なお検討することとする。

(補足) 1 保険金支払義務は、一般に、特別の定めがない限り、期限の定めのない債務であるといわれており、この場合、民法第412条第3項により、保険金の支払の請求があった日の翌日から保険者は履行遅滞の責任を負うことになると考えられる。

しかし、射替契約としての損害保険契約の性質にかんがみれば、保険金の支払

の請求があった場合に、保険者が保険事故及び損害の発生の確認をし、必要な場合に損害額の算定を行うことは、損害保険契約における保険金の支払のプロセスにおいて必須のものであると考えられ、このような必須のプロセスがあるにもかかわらず、保険金の支払の請求があった日の翌日から保険者が履行遅滞の責任を負うとすることは、合理的な規律とはいえないとも考えられる。他方で、保険者による保険金の支払のための調査を無制限に認め、その調査に要した期間内は保険者は履行遅滞の責任を負わないとすることは、保険事故が発生すれば直ちに保険金が支払われるという保険金請求権者の期待を著しく損なうものであり、また、免責事由のような本来保険者が証明責任を負うべき事項の調査に必要な期間について一切遅延損害金が発生しないとすることは、当事者間の公平を害することにもなりかねないとも考えられる。

2 そこで、本文 は、保険金の支払について期限の定めがない場合には、民法第412条第3項により、保険者は保険金の支払の請求を受けた日の翌日から履行遅滞の責任を負うことを前提とした上で、保険者が損害の確認のために通常必要な期間が経過していないことを証明した場合には、保険者はその期間が経過するまでは履行遅滞の責任を負わないものとしている。なお、[保険法部会資料5](#)の第4の1(8)の本文 では、保険者は、被保険者から保険金の支払請求があったときは、直ちに、保険金を支払わなければならないものとする案を提案していたが、これは、民法第412条第3項と同一の規律であると考えられることから、同規律が当然に及ぶことを前提に、本資料では本文に掲げないこととしたものであり、同資料の本文 の規律を実質的に変更することを意図しているものではない。なお、この点に関しては、更に(問題点)3について検討する必要があると考えられる。

次に、本文 は、第4回会議及び第6回会議において、保険金の支払のための調査が必要な場合でも保険者がいつまでも履行遅滞の責任を負わないのは不合理であるとの指摘や、30日の猶予期間は認め得るとしても、その後は保険者は遅延損害金を支払うべきであるとの指摘等がされたことを踏まえ、期限の定めがある場合であっても、その期限が〔合理的な期間〕を超えるときは、その〔合理的な期間〕が経過した時から保険者は遅滞の責任を負うものとしている。これは、保険金の支払について期限の定めがある場合(現在の実務の約款における保険金の支払時期の定めも、ここでいう期限の定めに対応する見解がある。)には、原則としてその定めを有効とし、その期間内に保険者が保険金の支払のために必要な調査(免責事由の存否等の調査を含む。)を行うことを認めつつ、その〔合理的な期間〕を超える部分については、その効力を否定することとするものである。この点に関しては、更に(問題点)1及び3について検討する必要があると考えられる。

さらに、本文 は、保険金請求権者側が保険金の支払のために必要な調査(免

責事由の存否等の調査を含むかどうかについては(問題点)2参照。)を故意に妨げ、又はこれに不可欠な協力を正当な理由なく拒んだときは、保険者はこれによって遅延した期間について遅滞の責任を負わないこととしている。

なお、最判平成9.3.25民集51・3・1565は、火災保険契約の約款について、保険金支払請求手続をした日から30日の猶予期間を定める部分を有効としつつ、保険契約者等が調査を妨害したなどの特段の事情がある場合を除き、保険金支払時期の延伸について保険者が全く責任を負わないという結果には合理的理由がない等として、30日の猶予期間を更に延長する部分の効力を否定している。

(7) 保険金請求権の消滅時効 【各契約共通事項】

保険金請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

(現行商法の関連条文)

第663条 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

- (注1) 本文の消滅時効は、「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)から進行するものとする。なお、保険金の支払時期に関する規律と消滅時効の起算点との関係については、なお検討することとする。
- (注2) 本文の規律の性質(任意規定か強行規定か)は、民法等の他の消滅時効期間を定める規定と同じであり、時効の利益の放棄を禁止する同法第146条の規定との関係で時効期間を延長する旨の特約は無効であるとの見解と、一定期間の延長を認めても同条の趣旨に反しないような場合には時効期間を延長する旨の特約も許容されるとの見解がある。これに対し、時効期間を短縮する旨の特約は基本的に有効と解されている。
- (注3) 保険金請求権が定期金債権である場合には、支分権についてのみ本文の規律により、基本権については民法第168条第1項の規律によるものとする。

(8) 保険者の免責 【各契約共通事項】

保険者は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

- (ア) 被保険者の故意又は重大な過失
- (イ) 保険契約者の故意又は重大な過失
- (ウ) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱

(現行商法の関連条文)

第640条 戦争其他ノ変乱ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保険

者之ヲ填補スル責ニ任セス

第641条 保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

(注1) 現行商法第641条の「保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗」については、法定の免責事由として掲げないものとする。

(注2) 「地震、噴火その他これらに準ずる天災」を法定の免責事由として掲げることの当否については、なお検討することとする。

(注3) 本文の規律と異なる特約を定めることは許容されるが、その特約を定めることが公序良俗に反する場合等には、特約の効力が否定されることもあると考えられる。

(補足) 本文(ア)及び(イ)は、現行商法第641条の規律を維持するものであるが、同条の「重大ナル過失」の意義については、注意を著しく欠いていることをいうものとする考え方と、ほとんど故意に近い不注意をいうものとする考え方があるところ、この点について、大判大正2.12.20民録19・1036は、「重大ナル過失トハ如上相当ノ注意ヲ為スニ及ハスシテ容易ニ違法有害ノ結果ヲ予見シ回避スルコトヲ得ヘカリシ場合ニ於テ漫然意ハス之ヲ看過シテ回避防止セサリシカ如キ殆ト故意ニ近似スル注意缺如ノ状態ヲ指示スルモノトス」と判示している。

なお、保険金請求権の譲受人や質権者等の故意又は重大な過失については、これを免責事由として法文上明確にすることも含め、なお検討することとする(保険金請求権の譲受人や質権者等の取扱いについては、他の規律に関しても改めて検討することとする。)

(9) 残存物代位(保険の目的物の代位)

損害保険の目的物が滅失した場合その他の目的物が全損した場合において、保険者が当該目的物について被保険者に対しててん補すべき損害の額の全部を支払ったときは、保険者は、当該目的物について被保険者が有する権利を当然に取得するものとする。ただし、保険金額が保険価額に満たない場合には、保険者が取得すべき権利は、保険金額の保険価額に対する割合によって定まるものとする。

(現行商法の関連条文)

第661条 保険ノ目的ノ全部力滅失シタル場合ニ於テ保険者力保険金額ノ全部ヲ支払ヒタルトキハ被保険者力其目的ニ付キ有セル権利ヲ取得ス但保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ保険者ノ権利ハ保険金額ノ保険価額ニ対スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

(注1) 本文では、「その他の目的物が全損した場合」と規定することによって、保険の

目的物に全損が生じた場合の規律であり、物理的な滅失の場合に限られないことを明確にすることとしている。

- (注2) 現行商法第661条ただし書は、一部保険の場合だけを前提として同条本文の特則を設けているが、保険者が目的物について被保険者に生じた損害の一部をてん補する旨を定めた場合(損害のうち一定額については被保険者の自己負担とする旨を定めた場合等)にも保険者が残存物の権利の一部を取得することとすべきと考えられることから、なお検討することとする。
- (注3) 本文の規律と異なる特約を定めることは許容されるが、本文と異なる特約を定めることによって被保険者に利得が生じる場合には、特約の効力が否定されることもあると考えられる。
- (補足) 保険法部会資料5の第4の1(9)の(注)1において、経済的価値のない残存物を代位の対象から除くことの当否について問題提起したところ、一般的に財産的価値があることを代位の要件とすると、保険金支払に当たり財産的価値があるかどうかの判断を要することとなり、迅速な保険金の支払が害される旨の指摘等がされたことから、本文では、このような規律とはしないことを前提としているが、他方で、残存物の除去義務が発生する場合等のように、代位が生じなくとも被保険者に利得が生ぜず、むしろ当然に代位が生ずるとすることは相当でない場合もある旨の指摘がされたことから、(注3)では、本文の規定を任意規定とし、本文の規定の適用を排除する特約等も許容することを提案している。ただし、高価品の盗難保険のように代位が生じないとすると被保険者に利得が生じかねない場合もあり、このような場合には本文の規定の適用を排除することは許容されないと考えられる。

(10) 請求権代位(第三者に対する権利の代位)

保険事故による損害が生じたことにより被保険者が第三者に対して権利を取得した場合において、保険者が被保険者に生じた損害をてん補したときは、保険者は、そのてん補した損害の額の限度において、その損害に係る権利を当然に取得するものとする。

にかかわらず、保険金額が保険価額に満たない場合において、被保険者が第三者に対して有するその損害に係る権利の額が被保険者の損害額を下回るときは、保険者は、被保険者の権利を害しない範囲において、に定める権利を当然に取得するものとする。

保険者が 又は により被保険者の権利の一部を取得した場合において、保険者がこの権利について弁済を受けたにもかかわらず、被保険者が の権利の全部の弁済を受けることができなかつたときは、被保険者は、保険者に対し、弁済を受けることができなかつた額(保険者が弁済を受け

た額がこの額に満たないときは、その額)に相当する金額の支払を請求することができるものとする。

(現行商法の関連条文)

第662条 損害カ第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ヲ支払ヒタルトキハ其支払ヒタル金額ノ限度ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ第三者ニ対シテ有セル権利ヲ取得ス

保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ノ一部ヲ支払ヒタルトキハ保険契約者又ハ被保険者ノ権利ヲ害セサル範囲内ニ於テノミ前項ニ定メタル権利ヲ行フコトヲ得

(補足) 1 本文 及び では、「その損害に係る権利」と規定することによって、代位の対象となる権利は、保険契約によっててん補される損害と対応する損害についての権利に限られること(いわゆる対応原則)を明確にすることとしている。また、本文 では、現行商法第662条第1項の規律のうち保険契約者が第三者に対して有する権利についても代位の対象とする部分を削除している。

2 本文 は、一部保険の場合において、被保険者が第三者に対して有する権利の額が被保険者の損害額を下回るときの規律であるが、判例(最判昭和62.5.29民集41・4・723)の立場(いわゆる比例説)とは異なり、いわゆる差額説(被保険者が損害の全部を回収し、それでもなお残る第三者に対する権利の部分だけが代位により保険者に移転するとの考え方)を採用している。この点については、[保険法部会資料5](#)別紙の「差額説」の欄に記載した結論が導かれるような規律となるように、「被保険者の権利を害しない範囲において」を具体的に規定する必要がある、なお検討することとする。

なお、損害のうち一定額については被保険者の自己負担とする旨を定めた場合等にも保険者が被保険者の権利の一部を取得することとすべきと考えられることから、併せてなお検討することとする。

3 本文 では、現行商法第662条第2項の実質的内容を具体的に規定することを提案しているが、その内容については、なお検討することとする。

4 本文の規定の性質(任意規定か強行規定か)については、(9)の(注3)参照。

(保険事故の発生による保険給付関係後注)

1 損害が生じた後に保険の目的物が保険事故以外の事由によって滅失した場合であっても保険者は損害てん補責任を免れない旨を定める現行商法第659条は当然の理を明らかにしたにすぎないとの考え方があるが、同条の規律の要否については、なお検討することとする。

2 保険金請求権等の損害保険契約に基づく権利について、一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規定を設けるかどうか、これを目的とする質権に関する特別の規定を

設けるかどうか、保険者の財産に対する一般先取特権を付与する旨の規定を設けるかどうかについては、なお検討することとする。 【各契約共通事項】

(補足) 2のうち質権に関する規定については、第2回会議において、抵当権に基づく物上代位(民法第372条において準用する同法第304条第1項参照)と保険金請求権を目的とする質権との関係について規律を明確にすべきである旨の指摘がされたところであるが、この問題が民法の解釈の問題であることからすると、これについてだけ明文の規定を設けることは困難であり、相当でもないとも考えられる。

また、一般先取特権については、第2回会議において、保険法において規定を設けるべきである旨の指摘がされたところであるが、保険契約者等の先取特権を定めることは、債権者平等の原則との関係で困難であるとも考えられる(保険事業以外の事業を実施している保険者も保険法の適用対象となることからすると、保険法においてあらゆる保険者に適用される一般的な規定として保険契約者等の先取特権を定めることは一層困難である。)

4 損害保険契約の終了

(損害保険契約の終了関係前注)

損害保険契約が終了する場合としては、被保険利益が喪失した場合、保険期間が満了した場合、保険契約の解除がされた場合、約款等において定められた終了事由が生じた場合が考えられる。なお、現行商法第654条及び第655条の規律については、契約の解除等による保険料の返還をめぐる法律関係の一つとして、保険料不可分の原則(「保険法部会資料2」の第3の2(2)参照)の採否と併せて、生命保険契約の終了関係のところでもまとめて検討することとする。

(1) 保険契約者による任意解除 【各契約共通事項】

保険契約者は、いつでも損害保険契約の解除をすることができるものとする。

(現行商法の関連条文)

第653条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得

(注) 本文の規律は、任意規定とする。

(2) 重大事由による解除(特別解約権) 【各契約共通事項】

(記載省略)

(現行商法の関連条文)

規定なし

(補足) 損害保険契約についても重大事由による解除に関する規定(保険法部会資料5 の第4の1(12)参照)を設けるものとするが、その具体的内容については、生命保険契約の終了関係のところでもまとめて検討することとする。

(3) 保険者の破産による解除・契約失効 【各契約共通事項】

保険者について破産手続開始の決定があったときは、保険契約者は、損害保険契約の解除をすることができるものとする。

の規定により解除されなかった損害保険契約は、破産手続開始の決定があった日から3か月を経過したときは、その効力を失うものとする。

(現行商法の関連条文)

第651条 保険者力破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ保険契約者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス
前項ノ規定ニ依リテ解除ヲ為サル保険契約ハ破産手続開始ノ決定ノ後三ヶ月ヲ経過シタルトキハ其効力ヲ失フ

(注1) 第三者のためにする保険契約において保険契約者について破産手続開始の決定があった場合に保険者が被保険者に対して保険料の請求をすることができる旨を定める現行商法第652条の規律については、保険契約者の破産一般に関する規律とも関連して、なお検討することとする。

(注2) 保険者について再生手続開始の決定があった場合に関する特別な規律を設けるかどうかについては、なお検討することとする。

(注3) 本文の規律に反する特約は、無効とするものとする。

(補足) (注3)では、本文の規律を強行規定とすることを提案している。

本文の規律を強行規定とする場合、保険契約者の解除権の行使を制限することや、3か月の期間を短縮又は延長することは許容されないことになる。

(4) 解除の効力 【各契約共通事項】

損害保険契約の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。

(現行商法の関連条文)

第644条 保険契約ノ当時保険契約者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

(略)

第645条 前条ノ規定ニ依リ保険者力契約ノ解除ヲ為シタルトキハ其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

(略)

第651条 保険者力破産手続開始ノ決定ヲ受ケタルトキハ保険契約者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

(略)

第653条 保険者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保険契約者ハ契約ノ全部又ハ一部ノ解除ヲ為スコトヲ得

第657条 保険期間中危険力保険契約者又ハ被保険者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ著シク変更又ハ増加シタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但其解除ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生ス

・ (略)

第678条 保険契約ノ当時保険契約者又ハ被保険者力悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得但保険者力其事実ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

第六百四十四条第二項及ヒ第六百四十五条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

- (注1) 現行商法には、履行遅滞に基づく解除(民法第541条)等の商法以外の法律で定められた解除事由に基づく解除の効力について将来効とする規定はないが、本文では、保険法以外の法律において定められた解除事由に基づく解除も含め、一般的に保険契約の解除の効力を将来効とする規定を設けることとしている。
- (注2) 本文の規律の対象から保険者の責任開始前の解除(商法第653条参照)を除外する必要性については、なお検討することとする。
- (注3) 本文の規律に反する特約〔で保険契約者又は被保険者に不利なもの〕は、無効とするものとする。
- (補足)1 (注2)では、保険者の責任開始前の解除の効力についてなお検討することとしている。

この点について、保険法部会資料3の第3の4(2)の本文では、保険者の責任が開始した後の解除に限って将来効としており、これは現行商法第653条による解除については解除の効力を将来効とする旨の規律がないことを受けたものであるが、保険者の責任開始前の解除であるかどうかによって解除の効力を区別する必要はないと考えられることから、(注2)のとおり、この点についてはなお検討することとする。

なお、告知義務違反による解除の効力については、生命保険契約の終了関係のところでもまとめて検討することとする。

2 (注3)では、本文の規律を強行規定とすることを提案している。

本文の規律を強行規定とする場合、解除の効力を遡及効とし、既に支払った保険金の返還を求め、又は解除までの間に発生した保険事故について保険金の支払義務を負わない旨を保険契約の締結時に約定することは許容されないことになる。

(5) 保険料の返還請求権の消滅時効 【各契約共通事項】

保険料の返還請求権は、〔2年間〕〔3年間〕行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

(現行商法の関連条文)

第663条 保険金額支払ノ義務及ヒ保険料返還ノ義務ハ二年保険料支払ノ義務ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

(注) 本文の消滅時効の起算点及び本文の規律の性質(任意規定か強行規定か)については、3(7)の(注1)、(注2)参照。

第2 火災保険契約に固有の事項

1 保険証書の記載事項

火災保険契約(火災によって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。以下同じ。)における保険証書には、第1の2(1)の に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(ア) 保険の目的物が建物の場合にあつては、その建物の所在、構造及び用法

(イ) 保険の目的物が動産の場合にあつては、その動産の所在する建物の所在、構造及び用法

(現行商法の関連条文)

第668条 火災保険証券ニハ第六百四十九条第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 保険ニ付シタル建物ノ所在、構造及ヒ用法

二 動産ヲ保険ニ付シタルトキハ之ヲ納ルル建物ノ所在、構造及ヒ用法

(注) 本文の規律は、任意規定とする(第1の2(1)の(注2)参照)。

2 消防・避難による損害のてん補

火災保険契約において、消防又は避難のために必要な処分によって保険の目的物に損害が生じたときは、〔現に保険の目的物に火災が発生したか否かにかかわらず、〕保険者は、その損害をてん補する責任を負うものとする。

(現行商法の関連条文)

第666条 消防又は避難に必要ナル処分ニ因リ保険ノ目的ニ付キシタル損害
ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任ス

(注) 本文の規律は、任意規定とする。

(補足) 現行商法第666条の「消防又は避難に必要ナル処分」については、保険の目的物に火災が発生したことを前提とする考え方と、保険の目的物に火災が発生していない場合であっても、その危険が切迫しているときに行われたものは含まれるとする考え方があるが、本文は、実務の取扱いを踏まえ、「〔現に保険の目的物に火災が発生したか否かにかかわらず〕」という文言を加えることにより、後者の考え方を採用することを提案している。これにより、保険の目的物に火災が発生し、その消火活動又は避難のために必要な処分によって生じた損害(例えば、消防注水による損害)に限らず、隣家に火災が発生し、その消火活動のために保険の目的物に損害が生じたような場合も火災保険契約における損害てん補の対象に含まれることになると考えられる。

なお、本文の規律の対象となる「必要な処分」は、消防又は避難のために客観的に必要な処分に限られ、保険の目的物に火災が発生する危険(又は延焼する危険)が客観的に存在しない場合には、主観的に消防又は避難の目的で処分が行われたとしても、火災保険契約における損害てん補の対象にはならないものと考えられる。

(火災保険契約に固有の事項関係後注)

火災によって損害が生じたときは保険者はその火災の原因を問わずこれをてん補する責任を負う旨の現行商法第665条本文の規律については、火災保険契約の意義とも関連して、なお検討することとする。

第3 責任保険契約に固有の事項

(責任保険契約に固有の事項関係前注)

いわゆる物保険に関する規律のうち、どの規律を責任保険契約(被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。)にも共通の規律として位置付けるべきかについては、個々の規律(特に、従来、保険価額の存在を前提にしているといわれていた規律)の在り方についての議論を踏まえ、なお検討することとする。

1 被害者が保険金から損害の回復を受けるための方策

被保険者について破産手続開始の決定があった場合等に、被害者(被保険者が損害賠償責任を負う相手方をいう。)が責任保険契約に基づく保険金から優先的に損害賠償金の支払を受けることができるようにするための方策を設けるものとする。

そのための具体的な方法としては、例えば、次のようなものが考えられるが、どうか。

被保険者は、被害者に対して現に損害賠償金の支払をした場合に限り、保険者に対して保険金の支払の請求をすることができるものとし、被害者は、被保険者との間でその損害賠償責任について判決が確定し、又は裁判上の和解、調停等が成立した場合には、保険金額を上限として、被保険者が支払うべき損害賠償金の額を保険者に対しても請求することができるものとする方法

又は

被保険者は、被害者に対して現に損害賠償金の支払をした場合に限り、保険者に対して保険金の支払の請求をすることができるものとし、被害者は、被保険者が保険者に対して有する保険金請求権について、他の債権者に先立って自己の損害賠償請求権の弁済を受ける権利を有するものとする方法

(現行商法の関連条文)

第667条 賃借人其他他人ノ物ヲ保管スル者カ其支払フコトアルヘキ損害賠償ノ為メ其物ヲ保険ニ付シタルトキハ所有者ハ保険者ニ対シテ直接ニ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ得

(問題点) 1 の方法を採用する場合、以下の各問題点について、どのように考えるか。

() 被害者と被保険者との間で判決が確定した場合や裁判上の和解又は調停が成立した場合以外にも、被害者から保険者に対する請求を認めるべき場合はあるか。

また、被害者と被保険者との間で判決が確定した場合でもその効力が保険者に及ばない場合や、裁判上の和解又は調停が成立した場合でもその合意について保険者が了解していない場合等には、被害者から保険者に対する請求を認めないものとすべきか。仮に、このような場合に被害者からの請求を認めないものとする、いったん判決が確定し、又は裁判上の和解等が成立している以上、被害者は訴えの利益がないため被保険者に対して新たな訴訟提起をすることができないとも考えられ、の方法によっては被害者は救済を受けることができないということになるとも考えられるが、どうか。

この点に関し、例えば、これらの場合にも被害者から保険者に対する請求を認めた上で、被害者と被保険者との間で判決が確定し、かつ、その効力が保険者に及ぶ場合(民事訴訟法第45条、第46条参照)や、裁判上の和解、調停等が成立し、かつ、その合意をすることについて保険者が同意していた場合には、保険者はその確定した金額を被害者に支払うものとし、保険者の知らないところで判決が確定し、又は裁判上の和解、調停等が成立した場合

には、保険者は被保険者の損害賠償責任の有無及びその額を争うことができるものとするので、両者に差を設ける方法等も考えられる。

() 責任保険契約に基づいて保険者が被保険者に対抗することができる事由については、すべて被害者にも対抗することができるものとするのでよいか、それとも、保険事故の発生後に生じた事由については被害者に対抗することができないものとする等も検討すべきか。

() 被害者の保険者に対する請求権について、差押えを禁止する旨の規定を設ける必要はあるか(自動車損害賠償保障法第18条,第16条第1項参照)。

() 被害者の保険者に対する請求権は、被保険者の保険金請求権とは別に消滅時効にかかるものとするべきか(自動車損害賠償保障法第19条参照)。別に消滅時効にかかるとする場合、その消滅時効期間は何年とするべきか。また、その起算点はいつと考えるべきか。

() 複数の被害者から保険金の請求があった場合、保険者は先に請求があった被害者から順に支払をすることでよいか、それとも、被害者間の公平を図るために、例えば、最初の被害者から請求があった後、一定の期間内における他の被害者からの請求については平等に扱うものとし、各被害者の損害賠償額の合計が保険金額を超える場合には、各損害賠償額に応じて按分した額の支払をするものとする等の特別な規律を設けるべきか。

2 の方法を採用する場合、以下の各問題点について、どのように考えるか。

() 特別の先取特権の実行手続において、被害者はその存在を証明する文書を提出する必要があるところ(民事執行法第193条第1項)、通常不法行為を念頭に置いた場合には、被害者が被保険者の損害賠償責任の存在を文書によって証明することは困難であるとの指摘も考えられるが、その実効性に問題はないか。

() 複数の被害者がある場合において、ある被害者が先取特権の実行として保険金について債権差押命令を得たときは、他の被害者は一定の期間内に差押え、配当要求等をして配当を受ける必要があるものとするのでよいか(民事執行法第193条第2項,第165条,第166条)。

3 被害者が責任保険契約の存在及びその内容を知るための方策を設けるべきか。その方策としては、具体的にどのようなものが考えられるか。

4 あらゆる責任保険契約について本文のような方策を設けることでよいか。

また、又はの方法を採用すると、被保険者が倒産した場合以外にも、一定の場合に被害者は保険金から損害の回復を受けることができることになるが、それでよいか。

(補足)1 責任保険契約における保険事故が発生した場合には、通常、被害者と被保険者との間で訴訟や示談等によって損害賠償額の確定がされ、その確定した損害賠償額に基づいて保険者が被保険者に対して保険金の支払をすることになるが、実務上、被

保険者に支払われた保険金が費消されたり、他の債権者に対する弁済に充てられたりすることを防ぐために、被保険者の指示により保険者が被害者に対して直接保険金の支払をする方法が広く行われている。

また、被保険者が無資力の場合には、被害者は、債権者代位権（民法第423条）に基づき、保険者に対して直接保険金の支払を請求することができると考えられる（最判昭和49.11.29民集28・8・1670参照）。

しかし、保険事故が発生した後に被保険者について破産手続開始の決定があった場合には、被保険者による自由な財産の処分が禁止され（破産法第78条第1項）、債権者が個別に権利行使をすることも禁止される（同法第100条第1項）ため、被保険者の指示があっても保険者が被害者に対して直接保険金の支払をすることはできず、被害者が債権者代位権に基づいて保険金の支払を請求することもできないことになる。その結果、保険金は破産管財人に対して支払われ、被害者は他の一般債権者と同様に破産財団から按分弁済を受けることしかできなくなる（同法第193条第1項、第194条）ため、このような場合にも被害者が保険金から優先的に損害の回復を受けることができるようにするための方策を設けるべきであるとの立法論的な提案が従来からされている。

- 2 そこで、本文は、保険事故が発生した後に被保険者について破産手続開始の決定があった場合等に、被害者が責任保険契約に基づく保険金から優先的に損害賠償金の支払を受けることができるようにするための方策を設けることを提案するものである。

そのための具体的な方法の例として、まず、¹では、被害者と被保険者との間で判決が確定し、又は裁判上の和解、調停等が成立した場合に、被害者が損害賠償金の額を保険者に対しても請求することができるものとする方法を掲げ、²では、被害者の損害賠償請求権に関し、保険金についての特別の先取特権を認める方法を掲げている。

まず、³及び⁴のいずれの方法を採用した場合でも、被害者、破産管財人及び保険者の三者間で有効な示談や調停等が成立した場合には、その示談等に基づいて保険者は被害者に対して保険金の支払をすることができ、この場合には、被害者は保険金から優先的に損害の回復を受けることができることになると考えられる。

次に、その三者間での合意が成立しない場合、⁵の方法を採用した場合には、被害者は、被保険者に対して訴訟を提起し、又は調停等の申立てをし、その手続において損害賠償額が確定された場合には、保険者に対して保険金の支払の請求をすることができることになる（なお、被保険者との間の訴訟で損害賠償責任の存在及び損害の額が確定するのを待たずに、被保険者に対して損害賠償を求める訴えと、保険者に対して⁶の損害賠償額の支払を求める訴えとを併合して、訴訟提起することができる）と考えるべきかについては、更に検討する必要があると考えられる。）。

この点に関し、保険法部会資料5の第4の2(3)では、紛争の本来的当事者でな

い保険者を直接の債務者とすることに伴う問題点を掲げていたが、は、少なくとも、被害者と被保険者との間で判決が確定し、又は裁判上の和解、調停等が成立した場合に限定して被害者の保険者に対する請求を認めることとすれば、その問題点は解消されとの考え方に立つものである。

次に、の方法を採用した場合には、被害者は、先取特権の存在を証明する文書を裁判所に提出して保険金請求権の差押命令の申立てをし（民事執行法第193条、第143条）、これが認められた場合に、債権差押命令に基づいて保険者から保険金を取り立てることができることになる（同法第193条第2項、第155条第1項）と考えられる。しかし、（問題点）2（ ）に記載したとおり、このような手続の実効性については疑問もあり、被害者は被保険者に対する勝訴判決を取得するか、被保険者との間で書面による合意をした場合等でなければ、現実に特別の先取特権の実行をすることは困難であるとも考えられ、しかも、その上で更に裁判所の差押命令を取得しなければ保険者から保険金を取り立てることはできないため、実行手続としてやや迂遠であるとの感も否めない。これに対し、の方法を採用した場合には、被保険者との間で判決が確定し、又は裁判上の和解等が成立すれば、被害者は直ちに保険者に対して保険金の支払の請求をすることができることから、この点ではの方法のほうが被害者にとって簡便であるように思われる。

しかし、他方で、の方法をどの範囲で認めるかについては、（問題点）1（ ）のような問題があり、仮に、被害者と被保険者との間で確定判決がある場合でもその効力が保険者に及ばない場合にはの方法を認めないこととするのであれば、このような制限のないの方法を採用した場合のほうが、新たに設ける方策を利用することができる被害者の範囲が広がることになるとも考えられる。そうすると、と のいずれの方法を採用することが被害者のためになるかは、どのような場合に又はの方法を認めるかによって異なることになる。

- 3 なお、本文及びでは、被害者に対して現に損害賠償金の支払をした場合に限り、被保険者は保険金の支払の請求をすることができるものとしているが、この場合に限らず、被保険者が保険金の支払の請求をすることについて被害者が同意をしているような場合については、被保険者による保険金の支払の請求を認めても差し支えないと考えられ、さらに、被害者の債権者代位権に基づく保険金請求を阻害しないようにする必要もあると考えられることから、いかなる場合に被保険者による保険金の支払の請求を認めるべきかについては、更に検討が必要であると考えられる。また、保険者による二重払を防ぐための規律等の付随的な規律についても、更に検討が必要であると考えられる。さらに、（補足）では、被保険者について破産手続開始の決定があった場合を念頭に置いた記載をしているが、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定があった場合についても、同様のことが当てはまると考えられる。

（参考）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（補助参加人の訴訟行為）

第45条 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる。ただし、補助参加の時における訴訟の程度に従いすることができないものは、この限りでない。

2 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。

3 補助参加人は、補助参加について異議があった場合においても、補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。

4 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。

（補助参加人に対する裁判の効力）

第46条 補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してもその効力を有する。

一 前条第一項ただし書の規定により補助参加人が訴訟行為をすることができなかったとき。

二 前条第二項の規定により補助参加人の訴訟行為が効力を有しなかったとき。

三 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。

四 被参加人が補助参加人のすることができない訴訟行為を故意又は過失によってしなかったとき。

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）

（保険会社に対する損害賠償額の請求）

第16条 第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

2～4 （略）

（差押の禁止）

第18条 第十六条第一項及び前条第一項の規定による請求権は、差し押えることができない。

（時効）

第19条 第十六条第一項及び第十七条第一項の規定による請求権は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

民法（明治29年法律第89号）

（債権者代位権）

第423条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

破産法（平成16年法律第75号）

（破産管財人の権限）

第78条 破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。

2～6 （略）

（破産債権の行使）

第100条 破産債権は、この法律に特別の定めがある場合を除き、破産手続によらなければ、行使することができない。

2 （略）

（配当の方法等）

第193条 破産債権者は、この章の定めるところに従い、破産財団から、配当を受けることができる。

2・3 (略)

(配当の順位等)

第194条 配当の順位は、破産債権間においては次に掲げる順位に、第一号の優先的破産債権間においては第九十八条第二項に規定する優先順位による。

- 一 優先的破産債権
- 二 前号、次号及び第四号に掲げるもの以外の破産債権
- 三 劣後的破産債権
- 四 約定劣後破産債権

2 同一順位において配当をすべき破産債権については、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。

民事執行法(昭和54年法律第4号)

(債権執行の開始)

第143条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。)に対する強制執行(第百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(差押債権者の金銭債権の取立て)

第155条 金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

2・3 (略)

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第165条 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時まで差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

- 一 第三債務者が第百五十六条第一項又は第二項の規定による供託をした時
- 二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時
- 三 売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時
- 四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては、執行官がその動産の引渡しを受けた時

(配当等の実施)

第166条 執行裁判所は、第百六十一条第六項において準用する第百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

- 一 第百五十六条第一項若しくは第二項又は第百五十七条第五項の規定による供託がされた場合
- 二 売却命令による売却がされた場合
- 三 第百六十三条第二項の規定により売得金が提出された場合

2 (略)

(債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等)

第193条 第百四十三条に規定する債権及び第百六十七条第一項に規定する財産権(以下この項において「その他の財産権」という。)を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書(権利の移転について登記等を要するその他の財産権を目的とする担保権で一般の先取特権以外のものについては、第百八十一条第一項第一号から第三号まで、第二項又は第三項に規定する文書)が提出されたときに限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対す

る物権の設定若しくは土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）による収用その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。

- 2 前章第二節第四款第一目（第四十六条第二項、第五十二条及び第五十三条を除く。）及び第八十二条から第八十四条までの規定は前項に規定する担保権の実行及び行使について、第四十六条第二項、第五十二条及び第五十三条の規定は前項に規定する一般の先取特権の実行及び行使について準用する。

2 保険証書の記載事項

責任保険契約における保険証書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- (ア) 保険事故
- (イ) 保険金額
- (ウ) 免責金額を定めたときは、その金額
- (エ) 保険料及びその支払の方法
- (オ) 保険期間
- (カ) 保険契約者の氏名又は名称
- (キ) 被保険者の氏名又は名称
- (ク) 保険契約締結の年月日
- (ケ) 保険証書作成の年月日

（現行商法の関連条文）

第649条 保険者ハ保険契約者ノ請求ニ因リ保険証券ヲ交付スルコトヲ要ス
保険証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ保険者之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 保険ノ目的
- 二 保険者ノ負担シタル危険
- 三 保険価額ヲ定メタルトキハ其価額
- 四 保険金額
- 五 保険料及ヒ其支払ノ方法
- 六 保険期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期
- 七 保険契約者ノ氏名又ハ商号
- 八 保険契約ノ年月日
- 九 保険証券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

（注1） 一般に、責任保険契約には保険の目的物や保険価額概念がないといわれているため、これらを保険証書の記載事項として掲げないこととしている。また、免責金額は、実務上も責任保険契約の保険証券に記載するのが通例であるといわれているため、これを保険証書の記載事項として掲げることとしている（なお、いわゆる物保険においても免責金額を定めることがあるといわれているため、これを物保険に

おける保険証書の記載事項とすることも含め、なお検討することとする。
(注2) 本文の規律は、任意規定とする(第1の2(1)の(注2)参照)。

3 保険者の免責

保険者は、次に掲げる事由によって生じた損害をてん補する責任を負わないものとする。

(ア) 被保険者の故意

(イ) 保険契約者の故意

〔ウ) 戦争、内乱その他これらに準ずる変乱〕

(現行商法の関連条文)

第640条 戦争其他ノ変乱ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

第641条 保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗又ハ保険契約者若クハ被保険者ノ悪意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保険者之ヲ填補スル責ニ任セス

(注1) 責任保険契約においては、その目的にかんがみ、被保険者及び保険契約者の重過失を保険者の免責事由として掲げないものとする(実務上も被保険者及び保険契約者の重過失を免責事由としないのが通例であるといわれている)。

(注2) 「地震、噴火その他これらに準ずる天災」を法定の免責事由として掲げることの当否については、なお検討することとする。

(注3) 本文の規律の性質(任意規定か強行規定か)については、第1の3(8)の(注3)参照。

(損害保険契約関係後注)

1 運送保険契約に関する現行商法第669条から第672条までの規定については削除すべきであるとの考え方があるが、なお検討することとする。

2 再保険契約に関する特別の規律は設けないものとする。